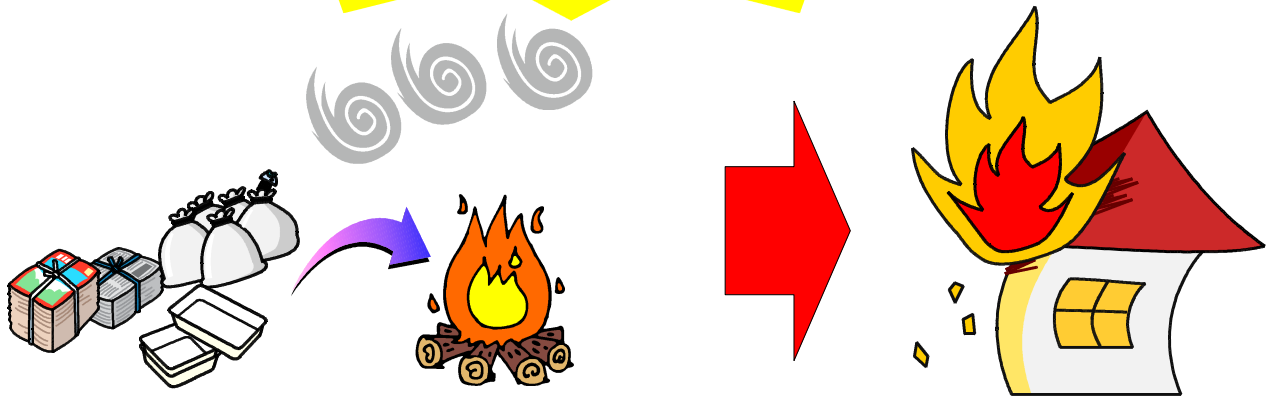




# 駐在所速報

## ゴミ燃きから火災が発生!



ゴミ燃きから建物を延焼させたり、列車を止めるなどの危険な火災が発生しています。法律に規定されている除外事由に当たるもの以外は法律違反にあたり、裁判で高額の罰金を科せられた方もいます！

### こんな話を耳にしますが・・・

- 風の強い日は燃やしていない  
○燃やす量は少しだから  
○燃え尽きるまでそばで見てる  
➡ そもそもゴミは燃やせません。少量でも、家庭から出るゴミは一般廃棄物にあたります。
- 昔から少しの量は燃やしている  
➡ 今は燃やして良い時代じゃありません。
- ここの地域は少しの量なら燃やしても良いと言われている  
➡ 特定の地域だけ特例というのは、まずありません。
- 肥料や農薬の袋は燃やしても良いと言われている  
➡ 家庭菜園で使うものは一般廃棄物、農家で使う肥料や農薬の袋は産業廃棄物にあたる場合があります。
- うちは焼却炉で燃やしている  
➡ 焼却炉は法令に適合したもので、許可を得る必要があります。

ダメです！



何人も、除外事由にあたる場合を除き廃棄物を焼却した者は、5年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、又はその両方が科せられる場合があります (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条(抜粋)。25条以外にも罰則はあります。)